EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に特恵税率を適用する仕組み

【 手 続 の 流 れ 】

農水省

（日EU・EPA関割証明書の発給）

輸入業者

（4月初）

・輸入申告
・輸入許可前の貨物の引取承認申請
（MFN税率相当の担保を提供）

・貨物の引取（通年で可能）

（3月末）

税関

・輸入許可前の貨物の引取を承認

・前年度のEU関割枠の利用残を確認

（イメージ）

（翌年度4月初）

（4月第1～3週頃）

・特恵輸入証明書を申請
（添付書類：BP承認通知、原産品申告）

①利用残ありの場合

（4月第4週頃）

・利用残の範囲内で
特恵輸入証明書を発給
（輸入許可前引取の承認日順）

・税関に特恵輸入証明書写しを
提出（PDF提出可）
・特恵税率で納税

（6月末）

・輸入許可
・担保を解除

（輸入業者は、7月末までに特恵輸入証明書を農水省に返納　（輸入許可書を添付））

②利用残なしの場合（又は、利用残の範囲内で特恵輸入証明書が発給されなかった輸入業者）

（4月第4週頃）

・証明書は発給せず（通知）

・MFN税率で納税

（6月末）

・輸入許可
・担保を解除